

○経済産業省令第 号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第二項第一号の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

経済産業大臣 西村 康稔

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(学歴又は資格及び実務の経験の内容)

第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十

号。以下「法」という。)第四十四条第二項第

一号の経済産業省令で定める学歴又は資格及び

実務の経験は、次の表の上欄に掲げる主任技術

者免状の種類に応じて、それぞれ同表の中欄及

び下欄に掲げるとおりとする。

免状の 種類	学歴又は 資格	実務の経験	
第一種	一 学校	実務の内容	経験年数
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	卒業後(

改正前

(学歴又は資格及び実務の経験の内容)

第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十

号)第四十四条第二項第一号の経済産業省令で

定める学歴又は資格及び実務の経験は、次の表

の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて

、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり

とする。

[同上]	[同上]	[同上]	
[同上]	一 学校	[同上]	[同上]
[略]	[略]	[略]	[略]
[同上]	[略]	[同上]	卒業後(

ダム水	路主任	技術者	免状	短期大	学若し	くは高	等専門	学校又	はこれ	らと同	等以上	の教育	施設に
教育法	による	大学、											

同法によ	る大学院	又は専門	職大学の	前期課程	において	は修了後	～高さ十	五メートル	ル以上の	ダム（発	電用のも	のに限

教育法	による	大学又	はこれ	と同等	以上の	教育施	設にお	いて、	土木工	学に関	する学	科を修

同法によ	る大学院	において	は修了後	～高さ十	五メートル	ル以上の	ダム（発	電用のも	のに限	る。の	工事、維	持又は運

る大学
法によ
めて同
科を修
当該学
た者（
卒業し
修めて
学科を
関する
工学に
、土木
において

る。）の
工事、維
持又は運
用に関す
る経験三
年以上を
含む五年
以上

めて卒
業した
者（当
該学科
を修め
て同法
による
大学院
を修了
した者
を含む
む。）

用に関す
る経験三
年以上を
含む五年
以上

院又は
専門職
大学の
前期課
程を修
了した
者を含
む。
）
二 学校
教育法
による
大学、
短期大

〔略〕

卒業後（
同法によ
る大学院
において
は修了後

二 学校
教育法
による
大学又
はこれ

〔略〕

卒業後（
同法によ
る大学院
において
は修了後

学若し
くは高
等専門
学校又
はこれ
らと同
等以上
の教育
施設を
卒業し
た者（
同法に
よる大

）高さ十
五メー
ル以上
のダム
（発電
用のも
のに限
る。）
の工事
、維持
又は運
用に関
する経
験三年
以上を
含む七

と同等
以上の
教育施
設を卒
業した
者（同
法によ
る大学
院を修
了した
者を含
み、前
号に掲

）高さ十
五メー
ル以上
のダム
（発電
用のも
のに限
る。）
の工事
、維持
又は運
用に関
する経
験三年
以上を
含む九

三
前二
く。
者を除
掲げる
前号に
含み、
た者を
修了し
課程を
の前期
職大学
は専門
学院又

水力設備の

卒業後
（

以上

三
学校
く。
を除
げる者

水力設備又

卒業後
（

以上

号に掲	工事、維持	号に掲	同法によ
げる者	又は運用	げる者	る大学院
であつ		であつ	又は専門
て、経		て、経	職大学の
済産業		済産業	前期課程
大臣の		大臣の	において
登録を		登録を	は修了後
受けた		受けた	（高さ十
者が行		者が行	五メートル
うダム		うダム	ル以上の
水路主		水路主	ダム（発
任技術		任技術	電用のも
者講習		者講習	のに限
教育法	は水力設備	教育法	同法によ
による	に相当する	による	る専門職
短期大	発電用以外	短期大	大学の前
学若し	の設備の工	学若し	期課程に
くは高	事、維持又	くは高	においては
等専門	は運用	等専門	修了後）
学校又		学校又	高さ十五
はこれ		はこれ	メートル
と同等		と同等	以上のダ
以上の		以上の	ム（発電
教育施		教育施	用のもの
設にお		設にお	に限る。
いて、		いて、	）の工事

（以下
「講習
」とい
う。）
を修了
した者

る。）の
工事、維
持又は運
用に関す
る経験三
年以上

土木工
学に関
する学
科を修
めて卒
業した
者（当
該学科
を修め
て同法
による
専門職
大学の

、維持又
は運用に
関する経
験四年以
上を含む
六年以上

「削る」

「削る」

「削る」

前期課	程を修	了した	者を含	む。	四 学校	教育法	による	短期大	学若し	くは高	等専門	学校又
					水力設備又	は水力設備	に相当する	発電用以外	の設備の工	事、維持又	は運用	
					卒業後（	同法によ	る専門職	大学の前	期課程に	おいては	修了後）	高さ十五

はこれ
と同等
以上の
教育施
設を卒
業した
者（同
法によ
る専門
職大学
の前期
課程を
修了し

メートル
以上のダ
ム（発電
用のもの
に限る。
）の工事
、維持又
は運用に
関する経
験四年以
上を含む
十年以上

四|
」

「略

「略」

卒業後高
さ十五メ
ートル以
上のダム
(発電用
のものに
限る。)

五|
」

た者を
含み、
前号に
掲げる
者を除
く。)

「略

「略」

卒業後高
さ十五メ
ートル以
上のダム
(発電用
のものに
限る。)

五| 学校
教育法
による
高等学
校又は
これと

〔略〕

の工事、
維持又は
運用に関
する経験
三年以上
を含む七
年以上
卒業後高
さ十五メ
ートル以
上のダム
(発電用
のものに

六| 学校
教育法
による
高等学
校又は
これと

〔略〕

の工事、
維持又は
運用に関
する経験
五年以上
を含む十
年以上
卒業後高
さ十五メ
ートル以
上のダム
(発電用
のものに

同等以	上の教	育施設	を卒業	した者	(前号	に掲げ	る者を	除く。)	六前二	号に掲	げる者
限る。)	の工事、	維持又は	運用に関	する経験	三年以上	を含む九	年以上			水力設備又	は水力設備	に相当する
限る。)	の工事、	維持又は	運用に関	する経験	五年以上	を含む十	年以上			卒業後高	さ十五メ	ートル以
同等以	上の教	育施設	を卒業	した者	(五に	掲げる	者を除	く。)	〔新設〕		
										〔新設〕		
限る。)	の工事、	維持又は	運用に関	する経験	五年以上	を含む十	四年以上			〔新設〕		

七	者	了	習	て	であ
〔略〕		した	を修	講	つ
〔略〕		は運	事、	の設	発電
さ十五メ	卒業後高	用	維持又	備の工	用以外
	年以上			(発電用	上のダム
	を含む五	三年以上	する経験	のものに	
		運用に関	維持又は	限る。)	
			の工事、		

七					
〔略〕					
〔略〕					
さ十五メ	卒業後高				

八
前号

水力設備又

卒業後高
二年以上
を含む十
三年以上
する経験
運用に関
維持又は
の工事、
限る。）
のものに
（発電用
上のダム
ートル以

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕
十年以上
を含む二
十年以上
する経験
運用に関
維持又は
の工事、
限る。）
のものに
（発電用
上のダム
ートル以

に掲げ	は水力設備	さ十五メ
る者で	に相当する	ートル以
あつて	発電用以外	上のダム
講習	の設備の工	(発電用
を修了	事、維持又	のものに
した者	は運用	限る。)
		の工事、
		維持又は
		運用に関
		する経験
		三年以上
		を含む八
		年以上

九

「

略

略

高卒認定
試験合格
者となつ
た後高さ
十五メー
トル以上
のダム（
発電用の
ものに限
る。）の
工事、維
持又は運
用に関す

八

「

略

略

高卒認定
試験合格
者となつ
た後高さ
十五メー
トル以上
のダム（
発電用の
ものに限
る。）の
工事、維
持又は運
用に関す

十 前号	に 掲げ	る 者で	あ つて	、 講習	を 修了	し た者
水 力設 備又	は 水 力設 備	に 相 当 す る	発 電 用 以 外	の 設 備 の 工	事 、 維 持 又	は 運 用
高 卒 認 定	試 験 合 格	者 と な つ	た 後 高 さ	十 五 メ ー	ト ル 以 上	の ダ ム (発 電 用 の も の に 限
る 経 験 三	年 以 上 を	含 む 九 年	以 上			

「新設」

「新設」

「新設」	年 以 上	含 む 十 四	年 以 上 を	る 経 験 五
------	-------------	------------------	------------------	------------------

免状	技術者	路主任	ダム水	第二種	
短期大	大学、	による	教育法	一学校	
				〔略〕	
				〔略〕	る。の 工事、維 持又は運 用に関する 経験三年 以上を 含む五年 以上

				〔同上〕	
短期大	大学、	による	教育法	一学校	
				〔略〕	
				〔略〕	

学若し
くは高
等専門
学校又
はこれ
らと同
等以上
の教育
施設に
おいて
、土木
工学に
関する

学若し
くは高
等専門
学校又
はこれ
と同等
以上の
教育施
設にお
いて、
土木工
学に関
する学

前期課	大学の	専門職	院又は	る大学	法によ	めて同	科を修	当該学	た者（	卒業し	修めて	学科を
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

期課程	学の前	門職大	又は専	大学院	による	て同法	を修め	該学科	者（当	業した	めて卒	科を修
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

程を修
了した
者を含
む。
二 学校
教育法
による
大学、
短期大
学若し
くは高
等専門
学校又

〔略〕

〔略〕

を修了
した者
を含
む。
二 学校
教育法
による
大学、
短期大
学若し
くは高
等専門
学校又

〔略〕

〔略〕

はこれらと同等以上の教育施設を卒業した者（当該学科を修めて同法による大学又は

はこれらと同等以上の教育施設を卒業した者（当該学科を修めて同法による大学院又は専門

「 三
〔略〕
く。
を
除
げ
る
者
号
に
掲
み、
前
者
を
含
了
し
た
程
を
修
前
期
課
大
学
の
専
門
職

〔略〕

〔略〕

「 三
〔略〕
く。
者
を
除
掲
げ
る
前
号
に
含
み、
た
者
を
修
了
し
課
程
を
の
前
期
職
大
学

〔略〕

〔略〕

四 学校
教育法
による
高等学
校又は
これと
同等以
上の教
育施設
を卒業
した者
(前号)
に掲げ

[略]

[略]

四 学校
教育法
による
高等学
校又は
これと
同等以
上の教
育施設
を卒業
した者
(三に)
掲げる

[略]

[略]

る者を
除く。
）
五 前三
号に掲
げる者
であつ
て、講
習を修
了した
者

水力設備の
工事、維持
又は運用

卒業後（
同法によ
る大学院
又は専門
職大学の
前期課程
において
は修了後
）三年以
上

者を除
く。）
〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

六 〔略〕	┌	七 前号	あつて る者で に掲げ
〔略〕		水力設備又	は水力設備 に相当する
卒業後十	年以上（	三年以上	の水力設
備に係る	経験を含	むものに	限る。）
卒業後十		卒業後六	三年以上 の水力設
五 〔略〕	┌	〔新設〕	
〔略〕		〔新設〕	
卒業後十	二年以上	（八年以	上の水力
設備に係	る経験を	含むもの	に限る。）
〔新設〕			

した者	を修了	講習	あつて	る者で	に掲げ	九 前号	」	八 「略	した者	を修了	講習
				又は運用	工事、維持	水力設備の		「略」	は運用	事、維持又	の設備の工
		以上	た後三年	者となつ	試験合格	高卒認定		「略」	むものに	経験を含	備に係る
									限る。)		

						「新設」	」	六 「略			
						「新設」		「略」			
						「新設」		「略」			

第一種													
一・二													
等以上	らと同	はこれ	学校又	等専門	くは高	学若し	短期大	主任技	ービン	ー・タ	ボーラ	〔略〕	〔略〕
												〔略〕	〔略〕
												〔略〕	〔略〕
												〔略〕	〔略〕
												〔略〕	〔略〕
												〔略〕	〔略〕
												〔略〕	〔略〕
												〔略〕	〔略〕
												〔略〕	〔略〕
												〔略〕	〔略〕
												〔略〕	〔略〕

の教育施設において、機械工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同

教育施設において、機械工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法

法によ
る専門
職大学
の前期
課程を
修了し
た者を
含む。
）
四 学校
教育法
による
短期大

〔略〕

〔略〕

による
専門職
大学の
前期課
程を修
了した
者を含
む。
）
四 学校
教育法
による
短期大

〔略〕

〔略〕

学若し
くは高
等専門
学校又
はこれ
らと同
等以上
の教育
施設を
卒業し
た者（
同法に
よる専

学若し
くは高
等専門
学校又
はこれ
と同等
以上の
教育施
設を卒
業した
者（同
法によ
る専門

	門職大	学の前	期課程	を修了	した者	を含み	、前号	に掲げ	る者を	除く。)	五 九	〔略〕
〔略〕													
〔略〕													

	職大学	の前期	課程を	修了し	た者を	含み、	前号に	掲げる	者を除	く。)	五 九	〔略〕
〔略〕													
〔略〕													

										第二種	
等以上	ら と 同	は こ れ	学 校 又	等 専 門	く は 高	学 若 し	短 期 大	主 任 技 に よ る	ー ビ ン 教 育 法	ー ・ タ 三 学 校	一・二
										[略]	[略]
										[略]	[略]
										[略]	[略]
以上 の	と 同 等	は こ れ	学 校 又	等 専 門	く は 高	学 若 し	短 期 大	に よ る	教 育 法	三 学 校	一・二
										[略]	[略]
										[略]	[略]
										[略]	[略]

の教育
施設に
おいて
、機械
工学に
関する
学科を
修めて
卒業し
た者（
当該学
科を修
めて同

教育施
設にお
いて、
機械工
学に関
する学
科を修
めて卒
業した
者（当
該学科
を修め
て同法

法によ
る専門
職大学
の前期
課程を
修了し
た者を
含む。
）
四 学校
教育法
による
短期大

〔略〕

〔略〕

による
専門職
大学の
前期課
程を修
了した
者を含
む。
）
四 学校
教育法
による
短期大

〔略〕

〔略〕

学若し
くは高
等専門
学校又
はこれ
らと同
等以上
の教育
施設を
卒業し
た者（
同法に
よる専

学若し
くは高
等専門
学校又
はこれ
と同等
以上の
教育施
設を卒
業した
者（同
法によ
る専門

[略]	五 〽 九	〜	除く。	る者 を	に掲 げ	、前 号	を含 み	した 者	を修 了	期課 程	学の 前	門職 大		
	[略]													
	[略]													

[略]	五 〽 九		く。 〜	者を除	掲げ る	前号 に	含み、	た者 を	修了 し	課程 を	の前 期	職大 学		
	[略]													
	[略]													

2・3 「略」

(登録の申請)

第二条 第一条第一項の登録は、講習に係る業務
(以下「講習業務」という。)を行おうとする
者の申請により行う。

(申請書及び添付書類)

第二条の二 前条の規定により登録の申請をしよ
うとする者は、様式第四の三の登録講習機関登
録申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業
大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

2・3 「略」

第二条 削除

〔新設〕

-
- 二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書並びに事業報告書又はこれらに準ずるもの（第一条第一項の登録を受けようとする者が当該申請の日を含む事業年度に設立された法人である場合には、その設立時における財産目録又はこれらに準ずるもの）
 - 三 申請の日を含む事業年度における事業計画書（講習業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要を含む。）
 - 四 第一条第一項の登録後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算書
-

五 役員の名及経歴を記載した書類

六 第一条第一項の登録後三年間の講習業務の実施に関する計画書

七 次条第一項第一号に掲げる事由に該当しないことを説明した書類

(登録の基準)

第二条の三 経済産業大臣は、第二条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次に掲げる事由に該当しないこと。

イ 第二条の十二の規定により登録を取り消

〔新設〕

され、その取消しの日から二年を経過しない者

ロ その業務を行う役員のうち法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者がある者

二 前条第六号に掲げる計画書が、講習業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

三 前条第六号に掲げる計画書を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

四 法人であること。

五 講習業務以外の業務を行っている場合には

その業務を行うことによつて講習業務の適

正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがな

いこと。

2 登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載して

するものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者（以下「登録講習機関」と

いう。）の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 講習業務を行う事務所の名称及び所在地

3 経済産業大臣は、登録講習機関が第一項各号

（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくな

つたと認めるときは、登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(登録の更新)

第二条の四 第一条第一項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条（前条第三項を除く。）の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習実施の義務)

第二条の五 登録講習機関は、公正に、かつ、次

〔新設〕

〔新設〕

に掲げる基準に適合する方法により講習を行わなければならない。

一 毎事業年度一回以上行うこと。

二 別表の第一欄に掲げる講習科目を、同表の第二欄に掲げる学歴又は資格の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる講習時間以上の講義により行うこと。

三 講義の終了後に修了試験を行い、当該試験に合格することを講習の修了要件とすること。

四 不正な受講を防止するための措置を講ずること。

五 別表の第一欄に掲げる事項を含む適切な内

容の教科書及び視聴覚教材その他の教材（以下「教材等」という。）を用いること。

六 教材等（視聴覚教材を用いる場合にあつては、視聴覚教材を除く。）は、受講者に配布すること。

七 講師は、講義中にされた講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

八 一の講習の受講者の数は、講師一人につきおおむね二百人以下であること。

九 第二条の七第一項の規定により届け出た同項に規定する講習業務規程を遵守すること。

十 講習の受講手数料が、講習業務の適正かつ

確実な実施に必要なと認められる額であること。

十一 講習業務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が講習業務と誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

2 登録講習機関は、講習を修了した者に対し、様式第四の四のダム水路主任技術者講習修了証を交付しなければならない。

3 登録講習機関は、毎事業年度、予想される受講希望者の受講の機会を確保するよう努めなければならない。

4 経済産業大臣は、登録講習機関が行う講習が第一項各号の基準に適合していないと認めると

き、又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該登録講習機関に対し、講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(登録講習機関の名称等の変更の届出)

第二条の六 登録講習機関は、第二条の三第二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、様式第四の五の登録講習機関変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に届け出なければならない。

〔新設〕

(講習業務規程)

第二条の七 登録講習機関は、講習業務に関する

規程（以下「講習業務規程」という。）を定め

様式第四の六の講習業務規程届出書に当該届出に係る講習業務規程を添えて、当該業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、様式第四の七の講習業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 講習業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 講習の申込方法、実施場所、実施体制その

〔新設〕

他講習の実施の方法に関する事項

二 講習の受講手数料及び収納の方法に関する事項

三 不正受講の防止及び不正受講者の処分に関する事項

四 講習科目別担当講師の選任及び解任に関する事項

五 講習業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

六 講習業務の内容に係る訂正に関する事項

七 その他講習業務の実施に関し必要な事項

3 経済産業大臣は、第一項の規定による講習業務規程が講習業務の適正かつ確実な実施を図る

ため適当でない」と認めるときは、登録講習機関に対し、講習業務規程を変更すべきことを勧告することができる。

（講習業務の休廃止）

第二条の八 登録講習機関は、講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第四の八の登録講習機関業務休廃止届出書に休止又は廃止の理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に届け出なければならぬ。

（講習の実施計画）

〔新設〕

第二条の九 登録講習機関は、毎事業年度開始前

〔新設〕

に（第一条第一項の登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく）、その事業年度の講習の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、様式第四の九の講習実施計画届出書に当該届出に係る実施計画を添えて、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2|| 実施計画においては、講習の日程、募集人員、実施場所、講習科目別時間数、講習業務の実施に係る収支計画その他講習の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

(講習受講者等の報告)

第二条の十 登録講習機関は、毎事業年度経過後遅滞なく、様式第四の十の講習実施結果報告書に、受講者の氏名及び生年月日並びに講習修了の年月日を記載した受講者一覧表を添えて、経済産業大臣に報告しなければならない。

2 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度に実施した講習業務に関し、次に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

- 一 講習の実施の日時、実施場所、受講者数並びに講習科目別担当講師の氏名及び略歴

[新設]

二 講習に用いた教材等

三 講習業務等の実施に係る収支決算

四 その他必要な事項

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第二条の十一 登録講習機関は、毎事業年度経過

後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借

対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事

業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的

方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認

識することができない方式で作られる記録であ

つて、電子計算機による情報処理の用に供され

るものをいう。以下この条において同じ。）で

〔新設〕

作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 講習受講者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの（受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線

で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(登録の取消し等)

第二条の十二 経済産業大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第一条第一項の登録を取り消し、又は期間を定めて講

〔新設〕

習業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二条の三第一項第一号に適合しなくなつたとき。

二 第二条の三第三項、第二条の五第四項又は第二条の七第三項の規定による勧告に従わなかつたとき。

三 第二条の六、第二条の七第一項、第二条の八又は第二条の九第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二条の十又は次条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 前条第一項の規定に違反して、財務諸表等

を作成せず、又は備え置かなかつたとき。

六 正当な理由がないのに前条第二項各号に掲げる規定による請求を拒んだとき。

七 第二条の十四第二項の規定による公示を行わなかつたとき。

八 不正の手段により第一条第一項の登録を受けたとき。

(報告の徴収)

第二条の十三 経済産業大臣は、講習の実施に必要な限度において、登録講習機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

〔新設〕

(公示等)

第二条の十四 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を公示しなければならない。

第一条第一項の登録をしたとき。	一 講習業務の開始年月日 二 登録講習機関の名称及び住所 三 講習業務を行う事務所の名称及び所在地
第二条の六の規定に	一 登録内容の変更

[新設]

による変更の届出があつたとき。	年月日 二 登録講習機関の名称及び住所 三 変更する事項
第二条の八の規定による休廃止の届出があつたとき。	一 講習業務を休廃止する年月日 二 登録講習機関の名称及び住所
第二条の十二の規定により登録を取り消し、又は講習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一 登録を取り消し、又は講習業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日

	<p>二 登録講習機関の 名称及び住所</p> <p>三 講習業務の全部 又は一部の停止を 命じた場合にあつ ては、停止を命じ た講習業務の範囲 及びその期間</p>
--	---

2 登録講習機関は、あらかじめ、講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関する事項を公示しなければならない。

別表（第二条の五第一項関係）

〔新設〕

											講習科目	
											学歴又は資格	
これら	校又は	高等学	しくは	学校若	等専門	学、高	短期大	大学、	による	教育法	一 学校	
くはこ	校若し	高等学	しくは	学校若	等専門	学、高	短期大	大学、	による	教育法	二 学校	
											講習時	
											間	

該学科 者(当 業した めて卒 科を修 する学 学に関 土木工 いて、 設にお 教育施 以上の と同等

認定試 は高卒 た者又 卒業し 学校を 務教育 くは義 校若し 中学 育施設 上の教 同等以 れらと

を修め
て同法
による
大学院
又は専
門職大
学の前
期課程
を修了
した者
を含む
む。

に掲げ
み、一
者を含
了した
程を修
前期課
大学の
専門職
院又は
る大学
法によ
者（同
験合格

					講 習 学 科				
識 知	る 知	関 関	学 学	水 水	知 知	す 知	に 関	力 学	土 質
				○				○	除く。る者を
				十時間				九時間	

知 識	す る	に 関	工 学	ト	ク リ	コ ン	知 識	す る	に 関	力 学	構 造	土 木
						○						○
						三時間						七時間

に 関	予 測	量 の	ひ 流	用 及	の 利	情 報	気 象	知 識	す る	に 関	技 術	電 力
							○					○
							○					○
							二 時 間					一 時 間

水車	及び	水路	知識	する	に	設計	池の	貯水	及び	ダム	知識	する
		○								○		
		○								○		
		四時間								二時間		

ダム	識 る 知	関 す	事 に	の 工	設 備	水 力	識 る 知	関 す	計 に	の 設
○						○				
○						○				
二 時 間						一 時 間				

持管	の維	水車	及び	水路	知識	する	に	管	維	池	貯水	及び
				○								
				○								
			三十分	二時間								

理に 関す る知	理に 関す る知	理に 関す る知	機 管	び 危	災 及	の 防	設 備	水 力	識 る 知 関 す 理 に
								○	
								○	
								一 時 間	

ダム	一種	(第	設備	水力	識	る	関	用	の	設備	水力	識
				○							○	
				○							○	
				三時間						三十分	二時間	

の 監 保 安 限 り 者 に 在 る け て を 受 付 状 の 者 免 技 術 主 任 水 路

管 維 及 設 一 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有
理 持 び 計 の る に も き が こ す 督
を

							講 習	実 技				
法	の	試	及	測	す	に	土	法	関	知	す	に
	方	験	び	量	る	関	木	令	係	識	る	関
									○			
							○		○			
							三 時 間		二 時 間			

水	力	設	備	の	巡	視	点	検
○								
○								
								六 時 間

備考 講習科目及び内容は、学歴又は資格の区

分ごとにそれぞれ○印を付したものを行うものとする。ただし、水力設備（第一種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者に限

り保安の監督をすることができるとに限り、
る。）に関する講習科目は、第一種ダム水路
主任技術者免状に係る講習に限り行うものと
する。

備考 表中の「」は注記である。

様式第四の二の次に次の八様式を加える。

様式第4の3（第2条の2関係）

登録講習機関登録申請書

年 月 日

殿

住所

名称及び代表者の氏名

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第2条の2の規定により、次のとおり登録講習機関の登録を受けたいので申請します。

講習業務の開始年月日	
講習業務を行おうとする事務所の名称及び所在地	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4の4（第2条の5関係）

ダム水路主任技術者講習修了証

第 号

氏 名

生年月日

上記の者は、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条第1項に規定するダム水路主任技術者講習を修了した者であることを証します。

年 月 日

登録講習機関の名称

代表者の氏名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4の5（第2条の6関係）

登録講習機関変更届出書

年 月 日

殿

住所

名称及び代表者の氏名

次のとおり名称等の変更をしたいので、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第2条の6の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	
変 更 予 定 年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4の6（第2条の7関係）

講習業務規程届出書

年 月 日

殿

住所

名称及び代表者の氏名

別紙のとおり講習業務規程を定めたので、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第2条の7第1項の規定により届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4の7（第2条の7関係）

講習業務規程変更届出書

年 月 日

殿

住所

名称及び代表者の氏名

別紙のとおり講習業務規程を変更したいので、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第2条の7第1項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	
変 更 予 定 年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4の8（第2条の8関係）

登録講習機関業務休廃止届出書

年 月 日

殿

住所

名称及び代表者の氏名

次のとおり講習業務の全部（一部）を休止（廃止）したいので、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第2条の8の規定により届け出ます。

休止の予定年月日及び予定期間 （廃止の予定年月日）	
休止（廃止）に伴い講じる措置	
休止（廃止）後の問合せ先	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「休止（廃止）に伴い講じる措置」の欄には、休止（廃止）の事実の周知方法、休止（廃止）予定年月日において受講を修了していない者に講じる措置等を記載すること。

様式第4の9（第2条の9関係）

講習実施計画届出書

年 月 日

殿

住所

名称及び代表者の氏名

別紙のとおり実施計画を作成したので、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第2条の9第1項の規定により届け出ます。

作成した実施計画の年度	
-------------	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4の10（第2条の10関係）

講習実施結果報告書

年 月 日

殿

住所

名称及び代表者の氏名

別紙のとおり講習業務を実施したので、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第2条の10第1項の規定により報告します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。